

平成29年度野生獣肉の放射性物質検査計画

平成29年3月

担当課名 みどり自然課

1 目的

これまでの全国における放射性物質検査の結果を踏まえ、平成29年3月24日付けで原子力災害対策本部において「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が改正されたことに対応するとともに、11月15日から始まる狩猟期に向けて狩猟者が安心・安全に狩猟をすることができるようにするため検査を行う。

2 基本的な考え方(品目の選定方法、検査実施時期、地域の選定等)

(1)検査品目は厚生労働省通知により検査対象となっている検査品目を対象とする。

・野生獣肉(ニホンジカ、イノシシ)

(2)各品目について、狩猟期前に検査を実施する。

(3)市町村における野生獣の管理捕獲の実施状況に合わせてサンプルを採取する。

(4)検査の結果は、県のホームページ等で公表する。

(5)検査の結果、食品衛生法で定める基準値を超えた場合は、県は市町村等に対し、野生獣(ニホンジカ、イノシシ)の肉を食用に供すること(自家用も含む)の自粛を要請するとともに、狩猟者には県ホームページ等で情報提供を行う。

3 具体的な品目とスケジュール

表1 月別検査品目数及び検体数

| 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 合計 |
|---------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|----|
| 品目数(下表) | | | | | | | 2 | | | | | | 2 |

表2 品目別検体数

| 分類 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|---------|---|---|---|---|---|---|---------------|----|----|---|---|---|
| 野生鳥獣の肉類 | | | | | | | ニホンジカ イノシシ | | | | | |